

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在のCにおいて、就労していたところ、平成〇年〇月〇日、徒歩で帰宅途中、階段を踏み外して負傷した。
- 2 請求人は、翌〇日、D病院に受診し「右足関節足関節内果骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病の療養のため労働することができないとして同年〇月〇日以降の休業給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の平成〇年〇月〇日以降の期間に係る休業給付の請求に対し、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法による休業給付は、通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金が支払われない日に対して支給されるものであり、その詳細は決定書のとおりである。

ここで「療養のため労働することができない」とは、決定書理由に説示するとおり、医師が治療上の目的から諸般の指示をなし、被災者が同指示に従うことによつて労働することができない場合をいうものである。

この点、請求人は、「主治医から当院ではリハビリを行わないので別の病院でリハビリを行うよう紹介状を書いてもらいました。しかし、私はあまりお金もなく、また、自宅で療養していれば良くなるだろうと思い、転医はせず、復職する〇月〇日までは自宅の風呂に入る等して療養していました。」「私は、確かに他院でのリハビリには行きませんでした。理由は、当時給料がなかったことと知人からリハビリ治療は、踏み台を昇り降りする程度のことをするものと聞かされたため、自分でリハビリをすることにしました。」と、主治医の指示に従うことなく自分自身でリハビリをしていたと申述しており、療養のために労働することができない状態にあったものとは判断できない。

- (2) なお、「労働することができない」とは、一般的に働けないということであり、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないということの意味するものではなく、軽作業に就くことが可能であればこれに該当せず、休業の必要性はないとされている。請求人の休業の必要性について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「最終受診日までの所見であれば休業不要。」との所見を述べ、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日以降は歩行可能であつて軽作業等の作業は十分可能なものと考え、〇月〇日以降は休業の必要性はないものとする。」との所見を述べている。

これら医師の所見からも、請求人が、平成〇年〇月〇日以降、労働不能の状態にあったものとは認められないものである。

(3) 以上のことから、当審査会としても、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の請求人の休業は、医師の所見からもその必要性は認められず、療養のため労働をすることができなかつたとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。